

【1990年6月21日】高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

参議院社会労働委員会

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院社会労働委員会

平成二年六月二一日

高齢化社会を迎え、高年齢者の雇用就業機会の確保を図ることが極めて重要であること
にかんがみ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

- 一 高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に当たっては、中央職業安定審議会において
労使の意見を十分に聴きつつ、六〇歳定年の完全定着及び六五歳までの雇用機会の
確保に向けて実効ある内容を定めるように努めること。
- 二 平成五年度までに、六〇歳定年の完全定着を図るため、高年齢者雇用安定法に基づ
く行政指導等の一層の推進に努めるとともに、同年度までの六〇歳定年の実施状況を
勘案し、より実効ある措置の実施について、努力義務に関する規定の見直しを含め、
検討を行うこと。また、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため、再雇用の努力
義務等新法の効果的な運用に努めること。
- 三 六〇歳台前半層の高年齢者の雇用に係る助成に当たっては、中小企業に十分配慮し
て実効ある措置を講ずるよう努めること。
- 四 雇用環境が厳しい状況にある中高年齢者の再就職の促進体制を強化するため、公共
職業安定所の組織、機能について一層の充実強化を図ること。
- 五 企業における雇用管理のあり方について、現実に高年齢者に雇用不安をもたらすこ
とのないよう、また、積極的に高年齢者の雇用維持に取り組むよう、一層の普及啓蒙
に努めるとともに、高年齢者の雇用機会を確保する対策の実施に当たっては、国民的
コンセンサスの形成に努めること。

右決議する。